

【歴史・民俗】

近世の尾張国知多郡における里修験の活動と村

——加木屋村を中心に——

日本福祉大学知多半島総合研究所 研究員 山形 隆司

はじめに

江戸幕府は、1613年（慶長18年）に「修験道法度」を定め、聖護院を中心とする本山派、醍醐寺三宝院を中心とする当山派を幕府公認の教団とした。これにより修験道における二大流派が確立され、修験者（山伏）の組織化が進んだ。また幕藩体制が確立していくなかで、領主は修験者が全国各地を遊行することを禁止して、町や村へ定着させることを図った。これは、一面では山岳修行を専らとする修験者の本来の性格を失わせるものであったが、他方では修験者が一般の村人にとってより身近な存在になる画期であったともいえる⁽¹⁾。地域の町や村に定着した修験者は「里修験」とよばれ、近世社会に最も広範に存在した修験者の類型であるといえる⁽²⁾。

本稿では、尾張国知多郡における里修験の存在形態を確認し、近世の村において修験者が果たした役割について検討していきたい。

1. 尾張藩領における修験者とその統制

尾張国内の修験者の人数については、1779年（安永8年）に尾張藩士・鈴木作助により著された「蓬州旧勝録」⁽³⁾では名古屋城下に20人、郷中に279人、合計299人であると記されている。一方、1720年（享保5年）の奥書を持つ「張州寺院名籍志」⁽⁴⁾

では、城下の修験者が清寿院を筆頭に合計46人書き上げられているが、そのうち20人は「借宅山伏」、つまり借家住まいの零細な修験者であると記されている。このように修験者のうちには生活基盤が弱く永続性に乏しい者も多く、その実数を確定することは難しいが、尾張国内には近世に数百人規模で修験者が存在していたものと考えられる。

これらの修験者を統制していたのは、名古屋城下南寺町に所在した当山派の清寿院（山号・寺号は富士山観音寺）である⁽⁵⁾。

清寿院の先祖・村瀬弥七郎は織田信長に仕えたとされ、三代目は修験者となり大円坊良清と名乗っていたが、松平忠吉に軍具役を命じられ、清洲朝日村の愛宕社の別当となった。続いて、大円坊の子息の宝寿院も、1608年（慶長13年）に尾張藩初代藩主・徳川義直より軍具役を命じられた。また宝寿院は、1610年（慶長15年）の清洲越に際しては名古屋南寺町に愛宕社地を拝領し、さらに1639年（寛永16年）に浅間社と屋敷を拝領し、本山・当山両派の修験頭に任じられた。1666年（寛文6年）に宝寿院は清寿院と改名し、翌年には尾張藩寺社奉行所から切米20石を年々俸禄として与えられることになり、以後は代々実子が跡目を相続し清寿院を名乗るようになった⁽⁶⁾。

このようにして、清寿院は尾張藩領内の本山・当山両派を統括する「修験方支配所」

として位置づけられた。その主な役割は、尾張藩寺社奉行所からの触書を領内の修験者に通知し、修験者から寺社奉行所への上申書を取り次ぐことであるが、領内の当山派の修験者に対しては、醍醐寺三宝院門跡の入峯に際しての供奉参勤や門跡への上納金の督促など触頭の役割も担っていた⁽⁷⁾。

ただし、「尾府刑法規則」⁽⁸⁾の1784年(天明4年)12月の記事に、「百姓共之内、修験ニ相転候者、是迄ハ願も不申聞、心儘ニ修験の弟子ニ相成候者、数多相聞申候」とあり、村人が修験者の弟子となった場合でも藩に届け出をしない例が多くあり、領内のすべての修験者を把握することは困難であったことがわかる。

2. 知多郡の修験者の存在形態

(1) 別当・堂守としての修験者

尾張国内村々の修験者のうち、社祠を管理する別当や社守、御堂を管理する堂守となっていた修験者については、尾張藩により寛文年間(1661-72)にまとめられた『寛文村々堂書』⁽⁹⁾にその記載がある。これをまとめたものが【表1】である。

これらの修験者の特徴は、彼らが祭祀する対象が特定の神仏に限定されず、ときに複数の社祠・御堂の祭祀を司っていること、当山派に属する者が圧倒的に多いことである。この表中で「袈裟下」とあるのは、一般の寺院での本末関係あるいは師弟関係にあたる。袈裟下などの表記がないものもあるが、本山派の修験者であると考えられるのは、中島郡一之宮村の明宝院と羽栗郡里小牧村の頼宝院、知多郡石浜村の明寿院のみである。このように当山派の修験者が優勢であることは、「寺社志」⁽¹⁰⁾に記載され

た名古屋城下の54人の修験者すべてが「山伏真言修験当山方」と一括りにされていることからわかり、尾張国全体の傾向であったといえる。

【表1】では、知多郡内の修験者として住大院(藪村)、大京院(横須賀村)、吉祥院(大野村)、明寿院(石浜村)の名があげられている。

住大院は、浅間社の別当として記載がある。伝承では江戸時代中期の修験者・住大院数馬が駿河の富士浅間神社へ参詣し境内の小松を貰い受けて、浅間社に移植したところ巨松となった逸話があり、明治初年の廃仏毀釈に際して、住大院数馬が同村の妙乘院の住職らと共に寺子屋を開き、子弟の訓育に専念したことが伝えられている⁽¹¹⁾。

また、大京院は御葭社の別当として記載されている。1844年(天保15年)刊行の『尾張名所図会』では、次の【史料1】にあるように「琴弾松」が境内の名所として紹介されている。

【史料1】⁽¹²⁾

琴弾松 同(横須賀-筆者注)村の修験大教院の境内にあり、数百年外の老幹にして、枝葉大に繁茂し、境内これがために日晷を漏さず、青苔の厚き、掃ハざるに塵を見ず、風なきにも声を絶えせねバ、琴弾の称も自ら空しからず、かゝる大樹は、実にまた希世の古松なれば、こゝに挙て以て松のよはひと共に、永く千載の末迄も其名を伝ふるのミ

明寿院については、1671年(寛文11年)の「知多郡英比庄石濱村万書付帳」⁽¹³⁾の中に以下のように記されている。

近世の尾張国知多郡における里修験の活動と村

表 1 『寛文村々覚書』に記載の修験者

郡名	村名	社祠・御堂の名称	山伏名	袈裟下	現市町村
愛知	山崎	地藏堂	地藏院		名古屋市南区
	嶋田	熊野権現・明神・若宮・山之神三社、地藏堂	和合院		名古屋市天白区
	大草	観音堂・山之神	三光坊	名古屋光明院袈裟下	長久手市
	猪子石	神明・八剣・観音	成学院		名古屋市名東区
春日井	朝日	愛宕	大蔵坊	名古屋大円坊袈裟下	清須市(旧清洲町)
	下小田井	大日堂	大光院	名古屋宝寿院袈裟下	清須市(旧西枇杷島町)
	鹿田	丹波薬師堂	長学	名古屋清寿院袈裟下	北名古屋市(旧師勝町)
	六師	愛宕・白山・児権現	寿明院	豊場村大宝院袈裟下	北名古屋市(旧師勝町)
	岩崎	観音堂・権現社	寿宝院	名古屋大泉院袈裟下	日進市
	田楽	阿弥陀堂	太宝院	江州岩本坊袈裟下	春日井市
		庚申堂	仙蔵	名古屋清寿院袈裟下	
	大山	児之御前・不動・山之神	養学		小牧市
	神明	薬師堂	慈明院		春日井市
	赤津	観音堂	永宝院		瀬戸市
	小幡	白山	大徳寺	内山永久寺袈裟下	名古屋市守山区
		愛宕	文殊院	江州飯道寺梅本院袈裟下	
	守山	洲原大明神	惠春		名古屋市守山区
大幸	八幡	大宝院	小幡村文殊院袈裟下	名古屋市東区	
丹羽	加納馬場	天王・神明・大明神	地福院	名古屋清寿院袈裟下	一宮市
	富士	富士浅間・大宮権現	千寿院	和州宇多郡菩提山大坊先達袈裟下	犬山市
		大宮権現	吉祥院	和州宇多郡菩提山大坊先達袈裟下	
		富士浅間・薬師堂・大宮権現	宝蔵院	濃州金山村地藏院袈裟下	
		大宮権現	泉正院	濃州金山村地藏院袈裟下	
	大宮権現	金蔵院	濃州金山村地藏院袈裟下		
羽黒	貫布衾明神・八幡・天神	宝学院	和州宇多郡菩提山大坊袈裟下	犬山市	
羽栗	里小牧	神明・大明神・天神	頼宝院	濃州厚見郡西ノ庄村地藏院袈裟下	一宮市(旧木曾川町)
	草井	天道・神明・天神・天王	長学坊	丹羽郡富士村千手院袈裟下	江南市
	小日比野	神明・天神(社なし)・八剣宮	大敬院	名古屋清寿院袈裟下	一宮市
中島	儀長	若宮八幡	円寿坊	真言宗・法華寺村大法院袈裟下	稲沢市
	今	神明・大明神・八幡	法地院	津島村大蔵坊弟子	稲沢市
	法花寺	天王	大宝院	紀州根来寺直同行	稲沢市
	島	二之宮大明神	来長院	江州沢山明見院弟子	稲沢市
			文寿院	真言宗・和州菩提山大坊袈裟下	一宮市
一之宮		明宝院	法花宗・里小牧村来宝院袈裟下	一宮市	
海東	篠田	泰山符君・薬師・大日	杉本院	東山宗・勢州関(世義カ)寺法印下	あま市(旧美和町)
	青塚	白山	明王院	勢州瀬木(世義カ)寺袈裟下	津島市
	根高	地藏堂	極楽院	津島智昌院弟子	愛西市(旧佐織町)
	津島	観音堂	大善坊	紀州根来寺下	津島市
薬師堂		日光坊	紀州根来寺下	津島市	
海西	落伏	神明・山神・八幡(立石村)・八幡(赤目村)・星宮(東川村)・神明(鵜多須村)	知蔵院	真言宗・和州吉野桜本法印袈裟下	愛西市(旧八開村)
知多	藪	浅間	住大院		東海市
	横須賀	御葎社	大京院		東海市
	大野	風宮	吉祥院		常滑市
	石浜	天王・八幡・山之神・権現・弁才天	明寿院	天台宗・知多郡卯ノ山村大仙院袈裟下※	東浦町

※は、「知多郡英比石濱村万書付帳」(寛文11年)〈徳川林政史研究所蔵〉に記載。

【史料 2】

同郡卯ノ山村大仙院袈裟下
 一、天台宗山伏 明壽院
 屋敷壹畝廿歩
 宮数五社 内
 前々除村内
 一、天王社内松林貳反歩
 但、東西貳拾五間 南北貳拾四間
 同断村より西
 一、山神社内松林壹反四畝二十歩
 但、東西貳拾間 南北廿貳間
 同断村より南
 一、八幡社内松林廿八歩
 但、東西四間 南北七間
 同断村より西
 一、権現社内松林壹畝歩
 但、東西五間 南北六間
 同断村内
 一、弁才天社内松林五歩
 但、東西貳間半 南北貳間
 右五社共ニ当村山伏明壽院支配仕候

【史料 2】によれば、明壽院は本山派の修験者で、1671年（寛文11年）には、八幡社や権現社、弁天社のような祠とよぶのがふさわしい規模のもののほか、天王社や山神社のように比較的規模の大きい社も含めて合計 5 社を村内で管理していたことがわかる。

この明壽院については、尾張藩の「寺社方御用日記」⁽¹⁴⁾の1689年（元禄2年）閏正月8日の記事に、山伏・権祥院が前年12月21日に病死し、忉の明壽院が村の同意を得て清壽院を通して跡目相続を寺社奉行所へ願ひ出たことが記録されており、社守を世襲することによって生活基盤を確保していたことがうかがえる。

大野村の吉祥院については、詳細は不明であるが、同村の1709年（宝永6年）の「御改書上」⁽¹⁵⁾では「神明社」の社守として和州内山永久寺袈裟下の明宝院、「権現町神明社」の社守として大宝院が書き上げられている。

以上のように、近世の知多郡において修験者が神職や僧侶と並んで、社祠や御堂の管理を担い、そこに祀られた神仏の祭祀を司り、村の中に生活基盤を築いていたことが確認できる。

（2）村の信徒に支えられる修験者

村の特定の社祠や御堂を管理することにより生活基盤を築いた修験者が存在する一方で、独自に祈祷所を設けて活動する修験者も存在した。その一例として、知多郡加木屋村に所在した妙法院の活動を取り上げたい。

加木屋村は、先の『寛文村々覚書』では概高786石余、家数107軒、人数715人と記載され、村内の寺院として禅宗の宝幢山普濟寺（越前永平寺末）およびその末寺の医王山如意庵の名があがる。また社は6か所にあり、権現・大明神・天王・山之神が村内の祢宜・宮太夫の管理、神明・荒神が普濟寺の管理とされている。

妙法院の概要については、1877年（明治10年）の書上に、以下のように記載されている。

【史料 3】⁽¹⁶⁾

古義真言宗
 西京三宝院末 無檀
 妙法院 知多郡加木屋村字木ノ下
 一、仏像 三尺坊（朱書）「開山 軌当」
 一、本堂 二間 一、建立寛延二巳歳四月

二間 一、行者堂 三尺六面
 一、漱水所 三尺
 一尺 民有地
 一、境内二畝拾六歩
 前書之通、相違無之候也
 明治十年十二月 右村惣代
 住職 富士井軌敬
 教職

これにより妙法院は、加木屋村字木ノ下に所在し、「西京三宝院末」との記載から近世には当山派の修験寺院であったことがわかる。

この妙法院については、加木屋村の庄屋・久野清兵衛家で書き継がれた「村方調宝記」・「万法宝蔵一切大成」・「調宝記」、久野清兵衛家の分家の久野半平家で書き継がれた「万日記」に關係記事が散見される。前者は村政記事を多く含む備忘録で、後者は金銭出納帳の色彩が濃い、日常生活の細々とした記事が多いのが特徴である。これらの史料により、妙法院と村人との關係について検討したい。

このうち、「万日記」の中で妙法院に關係する記事をまとめたものが【表 2】である。

「万日記」では、妙法院についての記事は1774年（安永3年）のものが初出で、この妙法院の倅・妙玄の名が1788年（天明8年）以降に頻出する。1798年（寛政10年）に再び妙法院の名が現れるが、これは妙玄が妙法院と名乗りを変えたためである。

この経緯については、妙玄が大峯入り（大和国大峯山での入峯修行）したことについての1794年（寛政6年）とみられる「村方調宝記」の記事から判明する。

【史料 4】⁽¹⁷⁾

一、当村妙宝院倅妙玄儀、大峯入為致度申談候得共、内輪難洪二付、未時節不至候由、相歎キ候二付、村内申合、金子出シ合候而、登山相濟、妙宝院ト相成り申候

一、金壹分	清兵衛	〃	式朱	五平次
一、〃壹分	平右衛門	〃	式朱	宇右衛門
一、〃壹分	清右衛門	〃	式朱	弾右衛門
一、〃壹分	半平	〃	式朱	沢右衛門
一、〃壹分	弥助	〃	式朱	伊助
一、〃式朱	彦四郎	〃	式朱	伝次郎
一、〃式朱	浅右衛門	〃	式朱	平四郎
				伴右衛門
一、〃式朱	仙右衛門	〃	五匁	惣左衛門
一、〃式朱	折右衛門	〃	五匁	太右衛門
一、〃式朱	孫三郎	〃	五匁	平兵衛
一、〃式朱	次右衛門	〃	五匁	次兵衛
一、〃式朱	増右衛門	〃	五匁	伊右衛門
一、〃式朱	清蔵	〃	五匁	宇八
一、〃式朱	藤兵衛	〃	五匁	清次郎
一、〃式朱	市郎右衛門	〃	五匁	七郎兵衛
一、〃式朱	宇兵衛	〃	五匁	平蔵

【史料 4】によれば、妙法院の倅・妙玄は、大峯入りを望んでいたものの、いまだ果たせずにいた。そこで、村内で申し合わせてその費用を援助したのである。このとき、久野清兵衛や久野半平をはじめとして村内の33人から金3両2分、銀45匁を拠出している。【史料 4】には、これにより妙玄は妙法院となったとあるが、これは大峯入りを果たしたことにより当山派より院号の補任を受けたことを意味し、これにより正式に父親の修験者としての名跡を相続することができたのである。

これに続き、1799年（寛政11年）には、

表2 妙法院・妙玄についての記事一覧

年号	西暦	月日	記載内容
安永3年	1774	8月6日	護摩札・山上御札・扇2本・たはこ入1つ、扇1本(安蔵分)、つけくし1本(隠居分)、きんちゃく(込高・おとみ分)受納【妙法院】
安永4年	1775	正月11日	日待ちふせ(12燈1つ・米3合)【妙法院】
安永5年	1776	8月19日	はす1枚【妙法院】
		11月19日	秋葉山御札【妙法院】
天明8年	1788	4月6日	お美尾御祈禱御布施(112銅)【妙玄】
		8月25日	そ母祈禱料(100文)【妙玄】
		9月19日	安産祈禱料(112銅)【妙玄】
		9月23日	土代渡す(179文)【妙玄】
寛政4年	1792	閏2月6日	おきと風邪御祈禱御初穂(112銅)【妙玄】
		4月4日	秋葉山へ村方より代参賃(村方取かへ金1分)【妙玄】
寛政10年	1798	2月	おみを祈禱(112燈)【妙法院】
		9月20日	おふし祈禱御初(112燈)【妙法院】
		11月4日	頼母子取り立て秋葉堂建立、金子16両3分余にて出来(金2分)【妙法院】
文化2年	1805	正月13日	御祈禱初尾(112燈)【妙法院】
		正月	秋葉様へおみを安全御祈禱に札遣す(112燈)【妙法院】
文化8年	1811	6月12日	おみを御祈禱初尾(100文)【妙法院】
文化12年	1815	6月18日	雨乞18日より22日迄かける、灯明料500文・御神酒料100文を支払いの半平持参(村方取かへ銭600文)【妙法院】
		6月23日	雨乞追い願い23日より25日迄(村より300文)【妙法院】
文政10年	1827	7月6日	秋葉様へ雨乞【妙法院】
		8月3日	南八三郎御祈禱礼(百銅12銅)【妙法院】
文政13年	1830	閏3月29日	御祈禱料(200文)【妙法院】
天保9年	1838	2月6日	山之神様へ御膳(2貫112文)【妙法院】
		5月23日	身替年祈禱(200文)【妙法院】
弘化2年	1845	1月7日	火伏祈禱(200文)【妙法院】

「万日記」(「東海市史」資料編7所収)より作成。

村内の禪宗寺院である如意庵の畑方を借地して妙法院の祈禱所が設立されている。如意庵は、久野清兵衛家の先祖が建立した寺院とされ、寛文年間までは加木屋村字木ノ下の地にあったが、如意庵の本寺の普濟寺が同村字西御門に移転するのに合わせてその隣地へ移転したとされる⁽¹⁸⁾。字木ノ下の如意庵旧境内地は年月を経て畑地となっており、この場所を借地して妙法院の祈禱所が建設されたものと推察される。妙法院から如意庵へは以下の借地証文が提出され

ている⁽¹⁹⁾。

【史料5】

永代借地証文之事

一、元屋敷畑方之内 東西長概九間
此畝壹畝廿四分 南北長概六間
御年貢米壹斗八升也

右は今般拙者祈禱所并居宅共建立仕度ニ付、村方御役人衆・立合衆とも御納得之上、貴寺御控之畑方之内借地仕処実正也、御年貢之儀ハ、納米壹斗八升、毎歳急度相勤可

申候、若シ末々御年貢及遲滞候ハヽ、右屋敷之儀、思召次第、御引取可被成候、其時一言違乱申間敷候、若々後ニ易地等仕候ハヽ、地面如元之起立テ、畑方ニ仕、相渡シ可申候、惣而少も御厄会懸ケ申間敷候、

為後日、証文一札仍而如件

寛政十一年己未三月

当村修験 妙法院 印

如意庵 忍秀僧様

右妙法院借地証文面之通、相違無御座候、若、末々御年貢米及遲滞候ハヽ、村方江取立、村方〆急度相納可申候、且、本文之通、易地等有之節ハ、如元之地直為致、畑方ニ仕、返済可仕候、為後日、奥印相調申候、以上

庄屋 清兵衛
同 平右衛門
組頭 増右衛門
同 伴右衛門

右証文相渡シ置候

ここでは、妙法院の祈祷所および居宅を建てるため、「元屋敷」の畑 1 畝 24 歩（54 坪）を永代に借用し、毎年米 1 斗 8 升ずつ必ず納めること、替地などにより土地を返却する場合には、敷地を畑へ戻すことを約束している。また奥書では、加木屋村の村役人が保証人となり、妙法院からの納米が滞った場合には、村方で取り立て必ず弁済する旨が記されている。

また、これに先立ち、祈祷所・居宅の建築の願書が尾張藩の横須賀代官・齊藤珍平へ提出されている。

【史料 6】

乍恐奉願上候御事

瓦葺

一、祈祷所 長 貳間 但シ前ニ格子付
ヨコ 貳間 四尺ひさし
藁葺

一、居家 長三間 壺軒
横貳間半

右私義、是迄祈祷所無御座、親兄弟同居仕、修験職相勤罷在候処、此度分家仕、御年貢地之内へ右之通、居家続ニ祈祷所建立仕度、仍之、別紙墨引絵図相添奉願上候、勿論村方納得仕、何方ニも故障無御座候間、右奉願上候通、相叶候様、寺社御奉行所へ被仰達被下候ハヽ、難有可奉存候、以上

知多郡加木屋村

未二月 修験 妙法院 印
齊藤^(珍)弥平様

右妙法院御願被申上候通、相違無御座候間、願之通、被仰付被下置候ハヽ、難有可奉存候、以上

右村庄屋 清兵衛 印
同 平右衛門 印

この願書で、妙法院はこれまで祈祷所はなく、親兄弟と同居して修験を務めてきたと述べており、これ以前には零細な修験者であったことがうかがえる。新たな祈祷所は、2 間×2 間の瓦葺建物で、それに続く居宅は 3 間×2 間半の藁葺建物であり、小規模ではあるがこのとき初めて修験寺院とよべる規模の施設を建設することが企図されたのである。

しかし、この願書を数度、尾張藩寺社奉行所へ提出したが、許可が下りず、今度は代官所を経由せず、清寿院配下の役山伏・泉乗院へ寺社奉行所への取次を依頼している。これが次の【史料 7】である。

【史料 7】

奉再願候御事

先達而、私シ祈祷所并居宅共建立仕度旨、別紙墨引絵図を以、奉願上候通、今般別ニ居屋敷御年貢地江引越、建立仕候間、何卒先達而奉願上候通、相叶申候様ニ、寺社御奉行所江、被仰上被下候ハ、重々忝仕合可奉存候、以上

寛政十一年未三月

妙法院

修験方御支配所

右妙法院御願被申上候通、相違無御座候間、願之通、被仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

庄屋
組頭

この願書は、尾張藩寺社奉行所により受理されたものとみられ、それに続く覚書には以下のように記されている。

【史料 8】

右祈祷所秋葉権現之堂、村中頼母子取立金貳拾兩ニ而、大工平蔵江渡シ切ニ致、堂出来有之候、屋敷ハ如意庵元屋敷、永代借地ニ仕、役人ノ受合手形出候、尤、妙法院年貢毎歳相勤メ可申答

ここでは、村中の頼母子金20両を大工・平蔵へ支払って祈祷所となる秋葉権現堂を建設したと述べられている。また如意庵の元屋敷を永代に借用し、妙法院が毎年借地米を支払うとしている。ただし、実際には加木屋村の定期的な村入用を記載した「村方定式物覚」⁽²⁰⁾に「米貳斗四升五合 妙法院ノ同寺へ渡ス分 是ハ、秋葉堂・妙宝院居屋敷分共、毎歳買入ニ而、如意庵へ渡

ス分」との記載があり、村が米を毎年買入れて如意庵へ支払っていたものと考えられる。

以上のように、妙法院は1799年（寛政11年）に祈祷所を新たに建設し、修験寺院としての施設を整えたが、これは加木屋村の有力な信徒の支援のもとで、村による保証を受けた上で実現したものであった⁽²¹⁾。

また祈祷所は、秋葉堂とよばれているが、そこに祀られた神仏については、「村方調宝記」に以下の記載がある。

【史料 9】⁽²²⁾

寛政十一未ニ御願申祈祷所ニ而建立仕候と申上候

一、当村妙法院儀、書付等出シ不申、御立寄之節、口上ニ而被申上候、本尊ハ秋葉権現、脇ニ伊勢大神宮様両宮・不動様・毘比良様・観音様・庚申様

これによれば、秋葉堂に祀られたのは、本尊が秋葉権現、脇侍に伊勢神宮の両宮、不動明王、金毘羅、観音、庚申といったさまざまな神仏で、村人の現世利益を求める気持ちを反映したものであったと推察される⁽²³⁾。また本尊の秋葉権現像についても、1799年（寛政11年）の冬に【表3】にみえる村人により寄進されたものであった⁽²⁴⁾。

これに対して、妙法院が村で行っていた宗教活動は、先にみた【表2】に表れている。これらを整理すると以下の7点に集約される。

- a. 御札の配札
- b. 秋葉山への代参
- c. 山之神における祭祀

表 3 秋葉権現像寄進者一覧

金額	人名
南籙 1 片	久野清兵衛
〃	早川平右衛門
〃	久野清右衛門
〃	久野半平
〃	久野彦四郎
〃	久野善之右衛門
〃	久野弥助
〃	久野浅右衛門
〃	早川伊助
〃	伴野佐左衛門
〃	久野政右衛門
〃	久野善右衛門
〃	久野善左衛門
〃	早川庄助
〃	嘉古源吉 嘉久左衛門
〃	鈴木栄蔵 井村仲右衛門
〃	久野増右衛門 久野清左衛門
合計・金 2 両 2 朱	尊像 1 体分
青銅 20 疋	松本春策
〃	早川折右衛門
青銅 10 疋	鈴木喜兵衛
〃	嘉古又四郎
〃	久野彦左衛門
〃	善心房
合計・青銅 80 疋	前敷 1 ツ・本配 1 対・華 1 対分

「万法宝蔵一切大成」(『東海市史』資料編 7 所収) より作成。

- d. 日待(庚申)講における祭祀
- e. 雨乞いの祈祷
- f. 病氣平癒の祈祷
- g. 安産の祈祷

a. 御札の配札については、大峯山と秋葉山の御札が配られており、大峯山の御札は扇や煙草入などの土産とともに渡されている。

b. 秋葉山への代参については、村で代参を依頼する場合と個人で依頼する場合がみられる。

c. 山之神における祭祀については、加木屋村の集落の東側山手にあった山之神での祭祀を妙法院が執行している。

d. 日待(庚申)講における祭祀については、妙法院の祈祷所(秋葉堂)の内に庚申が祀られているので、祈祷所の中でお籠もりが行われたものと考えられる。

e. 雨乞いの祈祷については、加木屋村から費用が出され、村による祈願であったことがわかる。

f. 病氣平癒の祈祷、g. 安産の祈祷については、いずれも女性についてのものである。

以上のように、妙法院の宗教活動には、御札の配札や秋葉山への代参のほか、雨乞いのように村全体にかかわる祈祷、病氣平癒や安産といった個人的内容の祈祷があり、村人の多様な要望に応えるものであったことがわかる。

このような活動を通じて、妙法院は後発の宗教者であったが、19世紀初頭頃には、加木屋村に旧来から存在した普濟寺・如意庵や熊野権現社(祢宜・久野市正)、古くから村に出入りしていた伊勢神宮の御師などの宗教者と並んで、村が代替わりなどの際に祝儀を出す宗教者となっている【表 4】。

3. 村人の大峯参り

このように村の修験者が祈祷行為を宗教活動の中心に据える一方、村人自身による大峯山への登拝が頻繁に行われるようになっていた。尾張藩は、1765年(明和 2 年)

表 4 加木屋村が祝儀等を抛出する宗教者

寺社名	時期	金額
当村神主 (熊野権現社・久野市正)	神主代替	金 2 分程
普濟寺	交代	金 2 分程
如意庵	交代	金 2 分程
伊勢御師・福嶋与村太夫	かわり目	金 1 両程
熱田・大原内蔵助	時に定りなし・かわり目	金 2 分程
磯部・赤坂重太夫 (伊雑宮)	かわり目	金 1 分位
津島・堀田番頭太夫	大方は勤化有・かわり目	金 1 分位
佐分一ノ権 (真清田社)	かわり目	金 2 朱位
妙法院	大峯入・かわり目	金 2 分程
観福寺	交代	金 1 分位

「寺社輩寄進奉納祝儀并香資之分覚」(「村方調宝記」No. 378) より作成。

11月に以下の触書を出している。

【史料10】⁽²⁵⁾

修験之高祖役行者之儀は、修験一派之祖師ニ而、山伏ニ限往古々崇敬致来ル由候処、近来、町人・百姓共申合、所々ニ而何組々と申組合之名目を立、他所之先達等相頼、大峯え令参詣、山伏同様階級之官職いたし、袈裟衣并院号・坊号等之補任取来、役行者之像を拵、其上内々頼ニ付而ハ組合として祈祷等いたし遣候者も有之由粗相聞、甚以不埒之事候、向後、右鉢之儀堅致間敷候

但、右之通ニ候得共、紛敷儀無之大峯え令参詣候儀は其通之事候

十一月

【史料10】では、町人や百姓が組合をつくって、大峯山へ参詣し、山伏同様に院号などを受け、なかには祈祷を内々で行う者

もあることに言及している。ここでは、大峯山への参詣そのものは禁止されていないが、18世紀後半において、尾張国から大峯山への参詣がさかんになった状況がうかがえる。

加木屋村でも、頻繁に村人が大峯(山上)参りに赴いていたことが記録されている。「万日記」から大峯参りに関係する記事をまとめたものが【表5】である。「万日記」には、筆者の久野半平自身が大峯参りをした記事は確認できないが、身近な人が大峯参りをしたことについての記事が確認できる。大峯参りへ知人を送り出した側の史料ということが出来る。ここでは、その一例として、1801年(享和元年)の記事を引用しておく。

【史料11】⁽²⁶⁾

六月十七日立

一、百文つゝ 山上参り

わらし錢遣シ申候

東の助次郎殿

伴右衛門民次郎殿

下人初蔵方

十式燈初蔵へ誂遣申候、家内安全のためニ

御山廿一日、東折右衛門殿へうとん振舞にて呼申候

廿五日、山上参留守見舞

一、うり五つ 権六殿

一、そうめん五連 清蔵殿

一、同五連 吉三郎殿

一、同四連 藤兵衛殿

五連ニ作ル、遣ス

一、赤飯三升 折右衛門殿

あつき見合

表 5 大峯参りについでの記事一覧

年号	西暦	月日	記載内容
安永 3 年	1774	7 月 1 日	大峯入祝儀 (300 文)、村中かひふき (100 文) 【願成】
		7 月 4 日	山上御土産 (御木札・火縄 1 わ・扇 1 本・数珠 1 連・たばこ入 1 つ) 【横須賀村・伝三郎】
		8 月 6 日	護摩札・山上御札・扇 2 本・たはこ入 1 つ、扇 1 本 (安蔵分)、つげくし 1 本 (隠居分)、きんちゃく (込高・おとみ分) 受納 【妙法院】
		8 月 14 日	山上御札・扇 1 本 (利左衛門初参り) 【利兵衛】
		8 月 17 日	大峯御札 (木札 1 枚・紙札 1 枚) 【姫嶋村山伏・常覚院】
安永 4 年	1773	7 月 19 日	山上参り御土産 (小木札・火縄 1 わ・団扇 1 本ほか) 【林右衛門ほか 4 人】
天明 8 年	1788	7 月 7 日	山上路銀貸し (金 3 分) 【久蔵】
		7 月 10 日	山上参の金貸し (金 2 分) 【清左衛門】
		7 月 19 日	山上留守見舞遣わす (きす 25 ずつ) 【源八・久蔵】
		7 月 22 日	山上参見舞 (干物 90 枚余) 【清右衛門・清左衛門】
		7 月 27 日	大峯参詣の衆御土産 (団扇・つけきほか) 【藤七ほか 5 人】
		7 月 28 日	大峯御札 (あせ手拭 1 筋・上火縄 1 わ・くわし・まんちう) 【横須賀・伊右衛門】
寛政 10 年	1798	6 月 17 日	山上参りわらじ銭 (100 文ずつ) 【折右衛門殿・八次郎・伴右衛門・安七】
		6 月 19 日	見舞 (うとん) 【伴右衛門・折右衛門】
		6 月 28 日	大峯御札・金団扇 1 本・扇 (弾之助方分)・物さし・火縄 1 わほか 【折右衛門ほか 7 人】
享和元年	1801	6 月 16 日	山上参入用貸し (金 1 両) 【円八】
		6 月 17 日	山上参りわらじ銭 (100 文ずつ) 【東の助次郎ほか 2 人】
		6 月 25 日	山上参留主見舞 (うり 5 つほか) 【権六殿ほか 6 人】
文政 13 年	1830	7 月 1 日	山上参会 (1 両) 【喜兵衛使母】
		7 月 2 日	大峯参詣留守見舞 (素麺 7 連ほか) 【嘉十ほか 2 人】
天保 9 年	1838	6 月 12 日	山上詣わらじ銭 (100 文) 【万吾】
		6 月 19 日	山上詣留主見舞 (諸白 1 升ほか) 【市蔵悻・源左衛門】
		6 月 21 日	大峯山の御札・つけ木 1・団扇 1・たら助 【市蔵】、たら助・団扇 1・火縄 【源左衛門】

「万日記」(『東海市史』資料編 7 所収) より作成。

- | | | | | | | |
|----------|----------|-------|-------|------|------------|----|
| 一、同式升五合 | 伴右衛門殿 | 一、御札 | 火縄 | 団 | 円八殿 | |
| 右同断 | | 一、御札 | くわし | 団 | 半蔵殿 | |
| 一、五十文 | 平子円八殿へ見舞 | 一、御札 | 上扇 | 壺本 | 貝しやもし 吉三郎殿 | |
| | | | くわし | つけき | | |
| 六月廿七日、下向 | | 一、御札 | 上団 | | 折右衛門殿 | |
| 一、御札 | うちわ | 貝しやもし | 清蔵殿 | 扇 | おつね方 | |
| 一、御札 | つけき | | 類右衛門殿 | 同 | 弾之助方 | |
| 一、御札 | 火縄 | | 伴右衛門殿 | 一、御札 | 団 | 下人 |
| 一、御札 | 火縄 | 女中扇 | 藤兵衛殿 | つけき | くわし | 初蔵 |
| 一、御札 | 火縄 | 扇 | 権六殿 | メ | | |

六月十七日出立、廿七日晩下向仕候、高野山迄かけ、先達類右衛門、同行十五人有り

大峯参りについての一連の流れは、送り出す側が登拝者へ「わらじ銭」を渡し、登拝者の家族へは「留守見舞」を渡す。その返礼として登拝者が村へ帰ってきた折に、大峯山の御札と土産を受け取るというものである。また、この記録の中で「御山」と記されているのは、地元で登拝者の無事を祈って催される祭祀のことである。

1801年（享和元年）の記事では、6月17日に一行が出立、21日に「御山」、25日に「留守見舞」が渡され、27日に登拝者一行が帰村している。

登拝者は大峯山の御札を必ず渡していることがわかるが、これに加えて火縄・付木（硫黄を添付した木片）、扇、団扇、菓子など土産として渡していることが確認できる。

この時には、大峯山から高野山へ赴いているが、「加木屋村江古来々被参候所々配札之輩覚」⁽²⁷⁾には、加木屋村に御札を配りに来る宗教者として和州吉野金峯山・東南院や紀州高野山・金剛蔵院が記されており、これらの宿坊寺院とのつながりを持っていた可能性も考えられる⁽²⁸⁾。

また、ここでは同行15人を率いる先達として類右衛門の名があがっているが、これは加木屋村の村人で、在俗の先達による大峯参り（俗峯）が行われていたことが確認できる。

加木屋村では、村人は修験者である妙法院にいろいろな祈祷を依頼する一方で、在俗の先達に伴われて大峯参りを頻繁に行っていた。近世には、専業の修験者による山岳修行が減少するとされるが、一方で、在俗者による大峯参りがさかんになるという

現象が起こっていたのである。

おわりに

近世において、社祠や御堂の管理を担い生活基盤としていた修験者の存在は全国的に確認されている⁽²⁹⁾。知多郡においても、住大院（藪村）のように、ある程度の規模の社を管理して、近世初期から明治初年まで別当として存続した事例が確認できた。

一方、祈祷所を拠点に活動する修験者は存続基盤が比較的弱かったと考えられるが、加木屋村の妙法院のように村内の信徒の援助により、修験寺院を建築する事例もみられた。

妙法院の事例では、村内における秋葉信仰の盛り上がりが背景として考えられる。秋葉信仰については、田村貞雄氏により、1740年代以降、各地で秋葉講がつくられ、秋葉山への参詣が活発化するとの見通しが立てられている⁽³⁰⁾。

先の「万日記」においても、1776年（安永5年）11月19日に、加木屋村の庄屋・久野清兵衛と村人1人および妙法院より秋葉山の御札を受け取った記事がみえ、妙法院に伴われて秋葉山へ村人が参詣していたことがうかがわれる。

また村人により1799年（寛政11年）に祈祷所の本尊として寄進された秋葉権現像について、1877年（明治10年）の書付【史料3】では「三尺坊」と記載されている。「秋葉三尺坊権現」は修験者を神格化した像様とされる。これを新たに祀るにあたり、その祭祀者は修験者である妙法院が適当と考えられたのであろう。

村内には、既存の菩提寺や神社の祭祀では十分に対応できない宗教的需要があり、

これに対して妙法院は種々の祈禱を通じて、村人の要望に応えたのである。

一方で、村人の間では大峯山登拝が18世紀後半頃よりさかんになり、村内における餞別・留守見舞いと大峯山御札の授受、地元における登山の安全祈願などを通じて、大峯参りは村の習俗として根づいていったものと考えられる。

1868年（明治元年）の別当社僧の還俗令によって神社の祭祀を司っていた僧侶・山伏は還俗した上で神職となる（復飾神勤）か俗人となり農業を営む（帰農在俗）ように命じられ、1871年（明治4年）の修験道廃止令によって、修験者は従来の本山に従って天台・真言両宗に帰入するか還俗するかを迫られた。これは、近世における修験者のあり方（神社祭祀への関与、呪術や祈禱を専らにすること）を否定するものであり、これによって多くの修験者が廃業を余儀なくされた。尾張藩の修験頭であった清寿院も復飾して神職となり、妙法院も明治末年の小規模寺院整理の対象となり廃絶したとされる⁽³¹⁾。

一方で、明治末頃から大正期は修験道の復興期とされ、醍醐寺では、峯入の再興、教義書の出版、専門誌の発行などが行われ、山岳修行の復活がみられたとされ、この復興は在俗者が支えたとされる。今日まで地元の大峯講が存続している理由も、近世において専業の修験者が村内の種々の祈禱に専念し、それとは別次元で村人による大峯参りが行われてきたためであると考えられる。

近世の知多郡において在俗者による大峯参りがさかんとなる背景としては、吉野山の宿坊寺院との関係、1749年（寛延2年）に醍醐寺三宝院が在俗修験者を直接把握す

るために結成した「醍醐御殿御直講」の展開⁽³²⁾などを検討する必要があるが、これについては今後の課題としたい。

注一覧

- (1) 今日までの修験道の歴史的研究については、長谷川賢二「修験道のみかた・考えかた—研究の成果と課題を中心に—」（『歴史科学』123、1991年）、徳永誓子「修験道史研究の視覚」（『新しい歴史学のために』242、2003年）、時枝務・長谷川賢二・林淳編『修験道史入門』（岩田書院、2015年）を参照。また、高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』（東京大学出版会、1989年）において、近世の修験道や陰陽道、神道などの実態が検討され、これらに従事する宗教者が聖護院・土御門家・吉田家といった寺社・公家により編成されていたことが明らかにされ、天皇や公家を含んだ近世の国家体制の中で宗教者が論じられるようになった。これをうけて、塚田孝・吉田伸之・脇田修編『身分的周縁』（部落問題研究所出版部、1994年）をはじめとして個別宗教者の研究が進む中、高埜利彦・青柳周一・西田かほる・井上智勝・澤博明編『近世の宗教と社会』全3巻（吉川弘文館、2008年）などで近世の修験者の存在形態についても論じられている。
- (2) 宮本袈裟雄『里修験の研究』（吉川弘文館、1984年）において、修験者が4つのタイプに分類されている。これは、修験者の活動拠点が山岳であるか里であるか、その移動性と定着性がどの程度かにより以下のⅠ～Ⅳに分類したものである。

I 山籠・山岳抖擞型修験

II 廻国・聖型修験

III 御師型修験

IV 里型修験

このうち、IV里型修験は、本稿で検討しようとする定住化した「里修験」にあたり、近世に典型的な類型であるとされる。また、ここでは同じ里型修験でも、村に定住する修験者より町に定住する者の方がより存在基盤が薄く、永続性に乏しいとの見通しが立てられている。

- (3)「蓬州旧勝録」(名古屋市鶴舞中央図書館所蔵)。また鬼頭勝之氏により影印本が『蓬州旧勝録』(ブックショップ「マイタウン」、1999年)として発刊されている。
- (4)「張州寺院名籍志」(名古屋市鶴舞中央図書館所蔵)。
- (5)清寿院については、田中善一「尾張藩における富士信仰と修験」『中京大学論叢 教養篇』6(同大学、1965年)、石黒智教「尾張の修験についての小考」『一宮市博物館 研究紀要』2(同館、2013年)参照。また、東海地方の修験者の概要については、宮家準「近世修験道の地域的展開と神社—東海地方を中心として—」『日本仏教総合研究』4(同学会、2006年)参照。
- (6)「名古屋寺社記録集」46(名古屋市鶴舞中央図書館所蔵)。
- (7)本山派の触頭は、「安永本邦萬姓司記 卷之上」(『尾張旧事記』〈東海地方史学協会、1981年〉所収)に「大乘院」の名があがるが、「御国法は清寿院の下知に従う」と注記されている。
- (8)『名古屋叢書』第3巻法制編2(名古屋市教育委員会、1961年)所収。
- (9)『名古屋叢書続編』第1～3巻(名古屋市教育委員会、1966年)所収。
- (10)「寺社志」(名古屋市鶴舞中央図書館所蔵)。
- (11)『横須賀町史』(横須賀町役場、1969年)、『東海市史』資料編第4巻(東海市役所、1993年)。
- (12)『尾張名所図会』巻六(愛知県図書館所蔵)。
- (13)「知多郡英比庄石濱村万書付帳」(徳川林政史研究所所蔵)、『新編 東浦町誌』資料編4(東浦町役場、2004年)所収。
- (14)「寺社方御用日記」(名古屋市鶴舞中央図書館所蔵)。
- (15)『大野町史』(常滑古文化研究会、1929年)所収、復刻版は1979年に愛知県郷土資料刊行会より発刊。
- (16)「調宝記」No. 25(『東海市史』資料編2〈東海市役所、1973年〉所収)。
- (17)「村方調宝記」No. 243(『東海市史』資料編2所収)。
- (18)『横須賀町史』(横須賀町役場、1969年)。
- (19)史料5～7はいずれも「村方調宝記」No. 282「妙法院祈祷所之願并屋敷引越シ願書写シ」に記載。
- (20)「村方調宝記」No. 376「村方定式物覚」。
- (21)祈祷所および居宅建築前の妙法院の人員構成については、1792年(寛政4年)閏3月の「七年目ニ上ル人数」(「村方調宝記」No. 62)に以下の記載がある。

同郡同村山伏

一、家内男女人数 六人 妙玄

内男三人

女三人

一方、建築後の1804年(享和4年)

2月の「寺社人数書上帳」(「村方調宝記」No. 334)には以下の記載があり、妻子

を伴い別居したことが確認できる。

- 一、家内男女人数三人 山伏 妙法院
内男貳人 女壹人
内男壹人 十六歳以上六十歳迄
但、午年已来、右之通二而、増減無
御座候、以上

(22)「村方調宝記」No. 297。

(23) 1821年(文政4年)に77歳となった久野清兵衛は、川から拾い上げた秋葉権現の石像への信心により火事から何度も免れたことを記している(「万法宝蔵一切大成」No. 48『東海市史』資料編2所収)。

(24)「万法宝蔵一切大成」No. 20。伴野幸八が願主となり、「歩行」にて寄進金を取り集めたとある。

(25)『新編一宮市史』資料編7(一宮市、1967年)所収。

(26)「万日記」(『東海市史』資料編7〈東海市役所、1993年〉所収)。

(27)「村方調宝記」No. 216。

(28) 吉野山の宿坊寺院が祈願檀那を全国にかかえていたことは、宮家準「近世における金峰山の修験寺院と祈壇」『神道宗教』第199・200号(神道宗教学會、2005年)で論じられている。また1693年(元禄6年)に聖護院宮令旨により尾張国の先達として認可された吉野山喜蔵院(聖護院末)が、配札人の森下馬左衛門を通じて、知多半島の多くの村々に「大峰祈祷之御札」を配札し、大峯山登拝に訪れる村人の宿坊となっていたこと、天保9年(1838)以降は吉野山竹林院へ宿坊が変更されていることが確認できる(『愛知県史』資料編17〈愛知県、2010年〉)。知多半島に大峯山参詣についての広域な組織が編成されていたこと

が注目される。配札の対象となっていた知多郡の村々は以下のとおりである。乙川・岩滑・上半田・下半田・萩・宮津・卯之山・植・横松・藤江・生路・石浜・緒川・村木・大府・猪伏・木田・大里・廻間・堀之内・古見・北粕屋・多屋・白沢・榎戸・大足・大高・富貴・同市場・浦戸・古布・切山・乙方・山田・片名・初神・久・大泊・東端・内福寺。

(29) 宮家準『修験道の地域的展開』(春秋社、2012年)。

(30) 田村貞雄『秋葉信仰の新研究』(岩田書院、2014年)。

(31)『横須賀町史』(横須賀町役場、1969年)。

(32) 知多郡内においても、大谷村の森田甚左衛門を先達とする「正寶組」(常滑市とこなめ陶の森資料館所蔵谷川家文書)などいくつかの直末講が確認できる。

付記

本研究はJSPS科研費26370804の助成を受けたものである。